

町営住宅の入居要件等について

1. 入居要件の確認

□世帯全員の収入認定額 158,000 円以下（所得 1,896,000 円）

※下記に該当する場合の収入認定額 259,000 円以下（所得 3,108,000 円以下）

- 小学生以下の子供がいる
- 入居者または同居者が次の認定等を受けている
 - a 身体障害者手帳 1 級～4 級
 - b 精神障害者保健福祉手帳 1 級～2 級
 - c bに規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者
- 申込者が 60 歳以上で、同居しようとする者全員が 60 歳以上または 18 歳未満

【収入認定額の計算方法】

$$\text{収入認定額} = \text{世帯所得} - \text{控除額} \div 12$$

※控除額一覧は裏面に記載

□住まいに困っている。

（下記のいずれかに該当する。）

1. 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
2. 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
3. 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
4. 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
5. 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
6. 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

※住まいに困っていると認められないケース

修繕可能な家がある、世帯人数に適した部屋の広さが十分にある、家賃の未払いが原因で立ち退き要求を受けている、現在の借家の家賃が収入に比べて適正である、町営住宅申込のために世帯分離した等

□町税及び公営住宅の家賃等（以前居住分も含む）の滞納がない

□入居者及び同居予定親族等が暴力団ではないこと

□同居者がいる場合は親族等であること。

親族等…配偶者（内縁含む）、三親等以内の血族、
二親等以内の姻族

2. 入居手続きに関すること

□決定通知日から 10 日以内に敷金（家賃 2 ヶ月分）を納付できる

□決定通知日から 10 日以内に連帯保証人 2 名の印鑑証明書と所得額証明書を添付した誓約書を提出できる（連帯保証人は、入居者と同程度以上の所得がある方になります。）

（控除額一覧）

控除の種類	内容	控除額
給与所得等控除	給与所得又は公的年金雑所得を有する者	一人当たり 10 万円
同居親族等控除	同居する親族又は同居していないが所得税法上の扶養親族	一人当たり 38 万円
老人扶養控除等	控除対象配偶者または扶養親族が、70 歳以上	一人当たり 10 万円
特定扶養親族控除	扶養親族で 16 歳以上 23 歳未満	一人当たり 25 万円
障害者控除	次のいずれかに該当する ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	一人当たり 27 万円
障害者特別控除	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級に該当する方 ・戦傷病者手帳特別項症から第 3 項症までに該当する方 ・療育手帳 A 判定に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方など	一人当たり 40 万円
寡婦控除	次のいずれかに該当する方 ・夫と死別、離婚した後婚姻していない方（夫の生死が明らかでない方）で、扶養親族のある方 ・夫と死別、離婚した後婚姻していない方（夫の生死が明らかでない方）で、年間所得金額が 500 万円以下の方	一人当たり 27 万円
ひとり親控除	婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない方で次に掲げる要件を満たすものに該当する方をいう。 ・その者と生計を一にする扶養している子がいる ・合計所得金額が 500 万円以下 ・事実上婚姻関係の者がいない ※婚姻歴の有無や性別は問わない ※寡婦控除とひとり親控除のどちらにも該当する場合は、ひとり親控除を適用する	一人当たり 35 万円